

(安全管理規程第22条の2関係)

事業者名	
航路名	

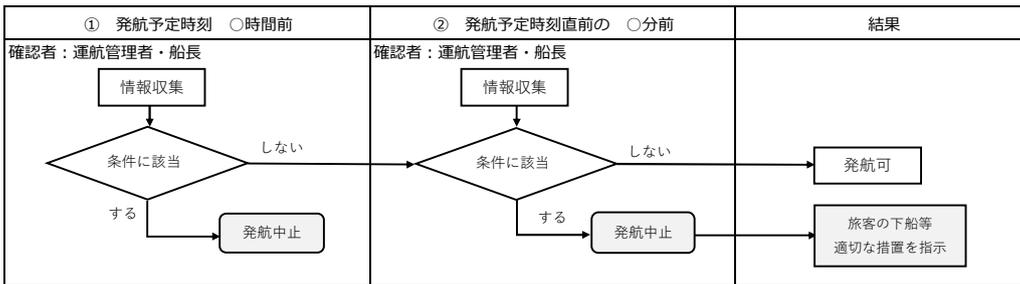
### 運航の可否判断の手順

#### 1. 発航前に、発航中止条件のいずれかに達しているか又は達するおそれがあるかを確認

● 発航中止条件（安全管理規程第20条）

港・地点名	風速 (情報入手元)	波高 (情報入手元)	視程 (情報入手元)
〇〇港	m/s以上 ( )	m以上 ( )	m以下 ( )
〇〇港	m/s以上 ( )	m以上 ( )	m以下 ( )
〇〇海域上	m/s以上 ( )	m以上 ( )	- ( )

● 手順

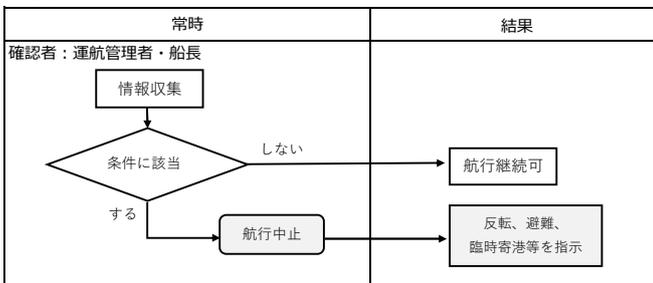


#### 2. 航行中に、航行中止条件のいずれかに達しているか又は達するおそれがあるかを確認

● 航行中止条件（安全管理規程第21条）

港・地点名	風速 (情報入手元)	波高 (情報入手元)
〇〇海域上	m/s以上 ( )	m以上 ( )

● 手順



#### 3. 航行中に、着岸中止条件のいずれかに達しているか又は達するおそれがあるかを確認

● 着岸中止条件（安全管理規程第22条）

港・地点名	風速 (情報入手元)	波高 (情報入手元)	視程 (情報入手元)
〇〇港	m/s以上 ( )	m以上 ( )	m以下 ( )
〇〇港	m/s以上 ( )	m以上 ( )	m以下 ( )

● 手順

